

# 21世紀を真の「人権の世紀」とするために…

わたしたちは、だれもが人間らしく、幸せに生きていきたいと願っています。  
しかし、身の回りには、女性に対する差別、子どもや高齢者への虐待など、  
様々な人権問題があります。こうした問題への理解や知識の不足から、  
無意識のうちに偏見や差別意識などを持ってはいませんか。

「21世紀は人権の世紀」といわれています。

わたしたち一人ひとりが、日ごろから人権に対する意識を高め、  
人が人として尊重される社会を築きましょう。



## 女性に対する暴力の根絶を

配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の被害者の多くは女性です。  
その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があります。

本市では、性別による差別意識を見直し、個人の尊厳を傷つけるような様々な暴力を容認しない、男女共同参画社会の実現に向けて努めています。

## 子どもを虐待から守るために

子どもに対する虐待は、決して許されない行為です。虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、最悪の場合には、子どもの命までも奪ってしまいます。  
子どもに対する虐待の大きな特徴は、周囲の目に留まりにくく、また被害者である子ども自身が外部に訴えられないことが多いという点です。特に乳幼児に対する虐待行為は、悲惨な結末になってしまっから初めて周囲が気づくという例が少なくありません。

虐待という人権侵害行為から子どもたちを守るためには、社会全体が一体となって対応していくことが重要です。本市では、児童相談所をはじめ、福祉・保健・医療・教育・家庭・地域社会などの連携強化に努めています。

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。

これを機会に、拉致問題などの北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を、より一層深めましょう。



### 高齢者への虐待防止を

近年、介護保険制度の普及・活用が進む一方、高齢者に対する身体的・心理的虐待などが表面化し、社会的な問題となっています。

高齢者虐待への対応には、問題が深刻化する前に発見し、高齢者やその家族などに対する支援を早期に開始することが重要です。本市では、各区高齢介護課及び市内の25か所の地域包括支援センターに、虐待に関する対応窓口を設けています。

また、認知症高齢者の介護や対応の方法がわからないことが高齢者虐待につながることも多いため、「認知症サポーター養成講座」を各地域で開催し、地域での見守り機能の強化を働きかけると共に、今後も様々な関係機関・団体と連携し、虐待防止のネットワーク作りを進めていきます。

### 障害のある方の自立と社会参加を目指して

わが国の障害者施策は、障害のある方もない方も共に生きる社会の構築を目指す「ノーバライゼーション」の理念に基づき、障害のある方の自立と社会参加を目指し、総合的に進められています。

12月3日～9日の障害者週間は、障害のある方への福祉について関心と理解を深め、また障害のある方が社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めてもらうためのものです。

本市でも顕彰事業を行ったり、啓発ポスターを掲示するなど、市民の皆さんに障害のある方が抱える問題への関心と理解を深めていただけるよう努めています。

### 同和問題の早期解決のために

同和問題は、わが国の歴史の過程で作られた身分差別ですが、就職や結婚などでの差別がいまだに後を絶ちません。

本市では、一人ひとりが同和問題への関心と理解をより一層深め、偏見や差別がなく人権が尊重される社会を目指し、一日も早く同和問題を解決できるよう努めています。

### 外国人との共生を目指して

外国人というだけで入居を拒否されたり、就労において差別を受けたりするなど、外国人をめぐる様々な人権問題があります。

宗教、文化、生活習慣などの違いから、外国人に対して誤解や偏見を抱いていませんか。

本市は、お互いを認め合って生きていけるような、多文化共生社会を目指しています。

### 様々な人権問題

これまでに挙げた人権問題のほかにも、アイヌの人々、HIV感染者、ハンセン病元患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、ホームレス、同性愛などの性的指向や性同一性障害に対する偏見や差別があります。

また、最近ではインターネットを悪用した人権侵害も急増しています。

すべての人の権利が尊重されるよう、私たち一人ひとりが考え、人権の意義を理解し、更に身近な生活の中で人権への配慮を心掛けましょう。



## さいたま市「人権の花運動」

～そだてよう やさしいところと おもいやり～

「人権の花運動」は、花・種・球根などを児童が協力して育てることにより、豊かな心をはぐくみ、生命の尊さや優しさ、思いやりの心を体得することを目的としています。

本市では、市PTA協議会、埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会と共催し、今年度から3年間で、すべての市立小学校において順次取り組んでいきます。



## 人権啓発週間講演会

日時	12月5日(土) 13時～16時30分
会場	浦和コルソ 7階コルソホール(浦和駅西口)
内容	<第1部> 13時～14時30分 平成21年度全国中学生人権作文コンテスト 埼玉県大会表彰式
	<第2部> 14時50分～16時30分 講演「この街で、生きるということ —重い障害を持つ子と共に」 講師 石井めぐみ氏(俳優)
定員	300人(当日先着順)
費用	無料
問合せ	さいたま地方法務局人権擁護課(☎863・2211)、 市人権政策推進課

詳しくは、人権政策推進課(☎829・1132、FAX 829・1983)へ。